

大館市スポーツサポーター制度運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ活動における「ささえる」担い手の育成及び活動の促進を通じて、本市の生涯スポーツの振興を図るため、本市に住所を有する者等を市内で開催されるスポーツの活動やイベント等に派遣する大館市スポーツサポーター制度（以下「スポーツサポーター制度」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スポーツサポーター」とは、次に掲げる活動に協力する者であって、市に登録された者をいう。

- (1) 市が主催、共催又は後援するスポーツ推進事業等の運営補助活動
- (2) その他市長が必要と認める活動

(登録の条件)

第3条 スポーツサポーター制度に登録することができる者は、スポーツに関心があり、ささえるスポーツに積極的に協力することができる中学生を除く満15歳以上の者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住、市内に通勤又は通学している者
- (2) 市内に本拠地を置く各種スポーツ団体等に所属している者

(登録の申請及び決定)

第4条 スポーツサポーター制度の登録をしようとする者は、大館市スポーツサポーター登録申請書（様式第1号）により市長に申請を行うものとする。ただし、18歳未満の場合は書面により保護者の自署による同意を得るものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、適格であると認めるときは、スポーツサポーターとして登録するとともに、当該申請をした者に大館市スポーツサポーター登録通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

(登録簿)

第5条 前条の規定による登録は、スポーツサポーター登録簿（様式第3号。以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、登録簿を整備するとともに、適正に管理しなければならない。

(登録の有効期間)

第6条 第4条の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）の登録の有効期限は、登録簿に登載された日から当該登録を行った日の属する年度の末日までとする。ただし、登録簿に登載された者（以下「登録者」という。）から期間満了の日までに登録の取り消しの意思表示がないときは、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（個人情報の保護）

第7条 登録簿に記載された個人情報は、大館市個人情報保護条例（昭和63年条例第18号）に基づき適切に管理するとともに、他の目的に利用してはならない。

（登録事項の変更）

第8条 登録者は、登録簿に登録された事項等に変更が生じたときは、大館市スポーツサポーター登録事項変更・登録取消申請書（様式第4号）により、速やかに市長に申し出るものとする。ただし、18歳未満の場合は保護者の同意を得るものとする。

（登録の取り消し）

第9条 市長は、前条に規定する大館市スポーツサポーター登録取消申請書の提出があったとき又は登録者がスポーツサポーター制度の趣旨に反する行為をしたときは、登録を取り消すとともに、登録簿から当該登録者を削除するものとする。

2 市長は、登録者が登録の有効期間中にスポーツサポーターとしての活動実績がない場合は、登録の取り消し及び登録簿から当該登録者を削除することができる。

（派遣の申請及び決定）

第10条 スポーツサポーターの派遣を受けようとする者（以下「派遣申請者」という。）は、事業開始日の1月前までに大館市スポーツサポーター派遣申請書（様式第5号）により市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を大館市スポーツサポーター派遣承認・不承認通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の審査において、市長は、営利行為、政治活動、宗教活動その他これに類するものに関しては、スポーツサポーターの派遣を行わないものとする。

（派遣決定の取り消し）

第11条 市長は、派遣申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該派遣の決定を取り消すとともに、当該申請をした者に大館市スポーツサポーター派遣取消決定通知書（様式第7号）によりその旨を通知するものとする。

(1) 第2条各号に規定する活動に該当しなくなったとき。

- (2) 偽りその他不正な手段によりスポーツサポーターの派遣の決定を受けたとき。
- (3) その他市長がスポーツサポーターを派遣するに当たって、著しい支障が生じると認めたとき。

(事業実施報告)

第12条 スポーツサポーターの派遣を受けた者は、事業終了後1月以内までに、大館市スポーツサポーター派遣事業実施報告書(様式第8号)により市長に報告しなければならない。

(経費の負担)

第13条 スポーツサポーターの派遣に関する経費は、派遣申請者の負担とする。ただし、サポーター活動に伴う傷害等に係る保険の保険料は、市の負担とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。